平成２２年（フ）第３７８号
埼玉県東松山市大字東平2022番地
債務者　保住　　博
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　矢部　喜明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年１月28日午後２時
5　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第１６６８号
埼玉県北本市二ツ家１丁目333番地　ハイデンス２―1015
債務者　安藤　　等
1　決定年月日時　平成22年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竪　十萌子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年１月31日午前11時15分
5　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２８８０号
名古屋市東区砂田橋３丁目２番101―233号　大幸東団地
債務者　山中　孝一
1　決定年月日時　平成22年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大槻　　隆
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月２日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３０９号
三重県四日市市別名５丁目２番５号
債務者　山本　幸典
1　決定年月日時　平成22年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　服部　一孝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月３日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成23年１月20日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第１２２２号
堺市美原区大饗146番地37、前住所札幌市北区北28条西11丁目２番12号　第12角栄ビル２Ｆ
債務者　吉野　純一
1　決定年月日時　平成22年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月３日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成23年１月20日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１５６４号
堺市西区鳳中町６丁203番地１、前住所大阪市北区中崎西３丁目２番17―212号
債務者　岩間　憲治
1　決定年月日時　平成22年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月３日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成23年１月20日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１５８２号
堺市堺区出島町３丁９番23号、前住所堺市堺区出島町３丁９番22号
債務者　新谷　英子
1　決定年月日時　平成22年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月３日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成23年１月20日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第６１号
京都市西京区嵐山森ノ前町レオパレス嵐山Ⅱ104号、住民票上の住所京都府福知山市字堀1295番地の１
債務者　大槻　正則
1　決定年月日時　平成22年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　克昭
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月４日午後１時10分
5　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２２年（フ）第２９号
熊本県阿蘇市内牧417番地８
債務者　西村　照子
1　決定年月日時　平成22年10月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　下山　和也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年１月25日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
熊本地方裁判所阿蘇支部

平成２２年（フ）第２８９４号
横浜市青葉区鉄町1743番地　グリーンハイツ鉄203号室
債務者　藪下　樹雄
1　決定年月日時　平成22年10月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　久保　博道
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年１月31日午前11時
5　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２９４１号
横浜市緑区青砥町172番地59
債務者　兼子　和好
1　決定年月日時　平成22年10月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　糸井　淳一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月１日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３０６号
富山市開発143番地
債務者　野崎　善治
1　決定年月日時　平成22年10月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　浦田　秀幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月７日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３７８号
福井県坂井市坂井町清永第12号11番地甲
債務者　大川商店こと　関　　治司
1　決定年月日時　平成22年10月26日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　神田　芳和
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月１日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
福井地方裁判所民事部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第１００６号
福岡県遠賀郡遠賀町別府3945―１マーベラスコートＢ105号室嶋田彰太方
債務者　長下　泰裕
1　決定年月日時　平成22年10月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第６０６号
鹿児島県鹿児島市清和１丁目13番19号ハイツもくせい201号
債務者　坂元　種満
1　決定年月日時　平成22年10月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第６０７号
鹿児島県鹿児島市清和１丁目13番19号ハイツもくせい201号
債務者　坂元テエ子
1　決定年月日時　平成22年10月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第６１３号
鹿児島県鹿児島市稲荷町11番２号
債務者　徳重　栄二
1　決定年月日時　平成22年10月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係